

平成14年12月6日

預金保険機構

理事長 松田 昇

理事長談話

[中部銀行の営業譲渡契約締結（再承継）について]

預金保険機構は、平成14年3月8日に管理を命ずる処分を受けた中部銀行の金融整理管財人として、同じく同行の金融整理管財人である本間 通義（ほんま みちよし）弁護士及び長谷川 新一（はせがわ しんいち）公認会計士とともに、11月1日に日本承継銀行を経由した営業譲渡（再承継）先となる清水銀行、静岡中央銀行、東京スター銀行との間で基本合意を結び、その後上記各行との間で慎重に譲渡条件についての協議を重ねてきましたが、今般、上記各行との間で営業譲渡日を平成15年3月3日とする旨の営業譲渡契約を締結するに至りました。

当機構としては、引き続き、この営業譲渡契約に基づき、預金保険法の目的等を踏まえつつ、他の金融整理管財人及び日本承継銀行と協力して、日本承継銀行への資金援助を含め、上記各行への円滑な営業譲渡の実現に向け努力するとともに、その実施に遺漏のないよう万全を期す所存です。